



島根県報

平成27年10月13日（火）

第2,742号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（2件）	(中 小 企 業 課)	2

【公 告】

平成27年度登録販売者試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	5
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	5

告 示**島根県告示第676号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウェルネス調剤薬局 パークサイド店	松江市学園南二丁目12-5	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 春日店	松江市春日町5-2	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 東津田店	松江市東津田町1125-2	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 黒田店	松江市黒田町454-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 古志原三丁目店	松江市古志原三丁目1-10	平成27年8月16日
ウェルネス調剤薬局 橋南店	松江市西津田七丁目11-14	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 塩冶店	出雲市塩冶有原町5-11	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 出雲駅南店	出雲市駅南町三丁目13-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 大塚店	出雲市大塚町750-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 白枝店	出雲市白枝町551-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 大田店	大田市長久町長久口264-13	平成27年8月16日

島根県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ウェルネス調剤薬局 パークサイド店	松江市学園南二丁目12-5	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 春日店	松江市春日町5-2	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 東津田店	松江市東津田町1125-2	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 黒田店	松江市黒田町454-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 古志原三丁目店	松江市古志原三丁目1-10	平成27年8月16日
ウェルネス調剤薬局 橋南店	松江市西津田七丁目11-14	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 塩冶店	出雲市塩冶有原町5-11	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 出雲駅南店	出雲市駅南町三丁目13-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 大塚店	出雲市大塚町750-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 白枝店	出雲市白枝町551-1	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 大田店	大田市長久町長久口264-13	平成27年8月16日

島根県告示第678号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス渡橋店 島根県出雲市渡橋町字有原472番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年5月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,714平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 62台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側及び建物敷地北側 25台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 60平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 13.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所（建物敷地北側及び東側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成27年9月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第679号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアウェルネス平田西店 島根県出雲市平田町1614番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

N T Tファイナンス株式会社 代表取締役社長 前田 幸一 東京都港区芝浦一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市中区八丁堀11-8

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年5月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,285平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

46台（建物南側及び東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物南側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

40平方メートル（建物北東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

6.24立方メートル（建物北東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から午後12時まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から翌午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所（建物敷地東側及び南側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成27年9月29日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

平成27年度登録販売者試験の合格者を決定したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<受験番号>

1	3	6	8	10	12	14	15	22	23	26	28	31
39	41	42	49	51	52	58	81	83	86	96	97	102
103	104	109	111	112	113	115	116	117	118	123	124	132
133	136	138	141	145	147	154	155	156	157	178	180	181
187	188	192	198	209	215	217	218	222	223	226	227	228
230	232	235	236	238								

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表す

る。

平成27年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で14万トン（平成25年）、生産額で197億円（平成25年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年1月から同年12月まで	46,000
2	まいわし	平成27年1月から同年12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	28,000
4	するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	27,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。